

京都府の特別支援教育

まなびの
道しるべ



手話・音声・サインによる読書活動



技能・態度を育む作業学習



就労に向けた職場実習



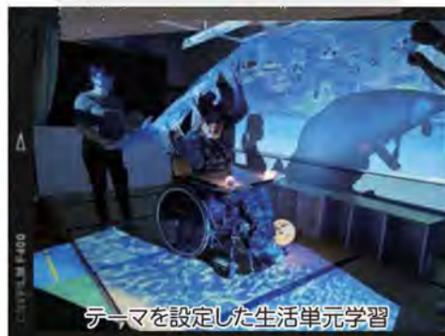
地域の施設と連携した学習



近隣の学校との交流及び共同学習



視覚支援(拡大文字)による学習



テーマを設定した生活単元学習



身の回りの題材を使った生活単元学習



ICT機器を活用した学習

京都府の特別支援教育

京都府では、障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後(進路先への移行まで)の一貫した特別支援教育を推進しています。

また、就学前から生涯にわたる支援を継続するために、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シートを作成・活用し、相談支援ファイルの整備を進めています。

小学校・中学校・高等学校での取組

- (1) 全ての児童生徒に対する授業のユニバーサルデザイン化
 - *授業のユニバーサルデザイン化・・・全ての児童生徒が学びやすい授業を行うこと
- (2) 障害等により特別な支援が必要な児童生徒を学校全体として支援するための取組
 - ア 校内委員会を設置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態を把握し、学級担任の指導への支援方法を検討
 - イ 特別支援教育コーディネーターを指名し、保護者に対する相談、担任への支援、校内委員会の運営などを実施

特別支援学校での取組

- (1) 障害の重度・重複化及び多様化に対応した専門的な学習指導
- (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすための取組
 - ア 各府立特別支援学校の「地域支援センター」に専任の地域支援コーディネーターを配置し、相談支援や研修支援を実施
 - イ 宇治支援学校内に「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」を設置
 - (ア) 京都府の特別支援教育の拠点として、各地域支援センターとの連携を推進
 - (イ) 京都府全域への事業として、「研修支援」・「相談支援」・「情報の収集・発信」・「調査・研究」を実施
 - (ウ) 京都府南部地域の視覚・聴覚障害のある子どもへの支援を実施

小・中・高 通常の学級での指導

小学校・中学校・高等学校の通常の学級では、児童生徒一人一人の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を行っています。また児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用しながら学習指導に努めています。

小・中・高 通級による指導

通級による指導は、小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒について、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害の状態に応じた特別の指導を特別の場で受ける教育形態です。
通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHDなどを対象としています。

小・中 特別支援学級での指導

小学校・中学校に設置され、児童生徒の障害の状態などに応じた指導を行います。知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴の学級があります。
通常の学級での交流及び共同学習や、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために自立活動にも取り組んでいます。

特 特別支援学校での指導

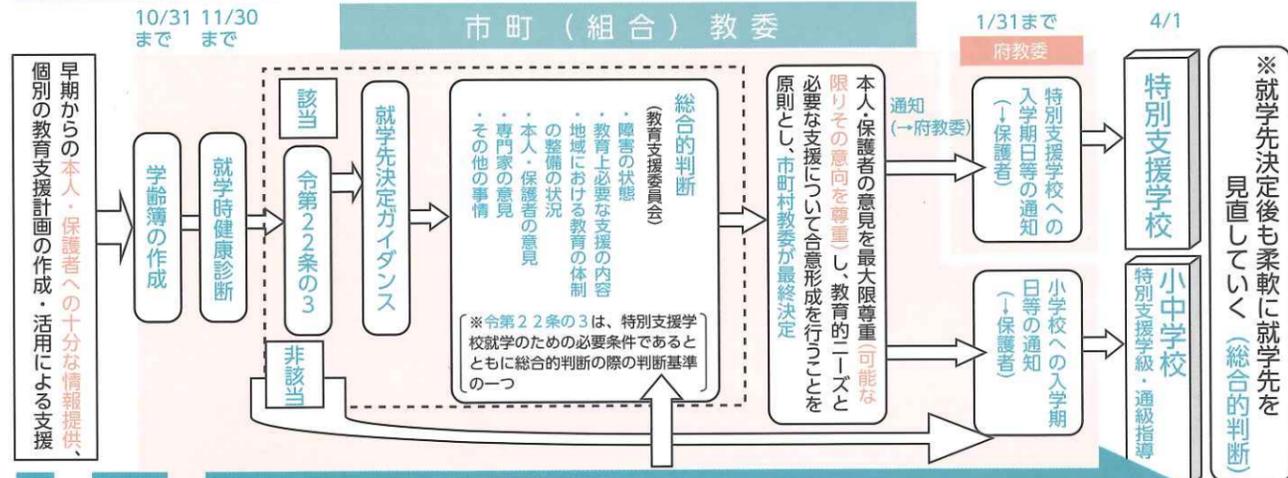
特別支援学校には、小学部、中学部、高等部を設置しており、うち盲学校、聾学校には幼稚部も設置しています。それぞれ、原則として幼稚園、小学校・中学校・高等学校など同じ教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能、態度及び習慣を養う教育も行っています。

交流及び共同学習について ~学びの場(学級・学校種)をつなぐ~

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級では、他の学級及び他校の児童生徒や地域の人々と活動を共にする機会を設けています。

児童生徒が他の学級及び他校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えています。

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続の流れ)



個別の教育支援計画の作成・活用

1 視覚障害

①両眼の視力がおおむね0.3未満
②視野狭窄等が高度の視機能障害
→ 拡大鏡等の使用によっても通常の文字等の認識が不可能又は著しく困難な程度
→ 小・中学校
→ 特別支援学校(視覚障害)

2 聴覚障害

両耳の聴カレベルがおおむね60デシベル以上
→ 補聴器等の使用によっても通常の話し声の理解が不可能又は著しく困難な程度
→ 小・中学校
→ 特別支援学校(聴覚障害)

3 知的障害

①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻りに援助を必要とする程度
②上記の程度に達しない場合
→ 社会生活への適応が著しく困難な程度
→ 小・中学校
→ 特別支援学校(知的障害)

4 肢体不自由

①補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度
②上記の程度に達しない場合
→ 常時医学的な観察指導を必要とする程度
→ 小・中学校
→ 特別支援学校(肢体不自由)

5 病弱・身体虚弱

①慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者
②身体虚弱者
→ 継続して医療又は生活規制を必要とする程度
→ 小・中学校
→ 特別支援学校(病弱)

6 言語障害、自閉症・情緒障害及び発達障害等

障害の種類や状態に応じて、小・中学校の特別支援学級における教育や通級指導教室による指導及び通常の学級における指導等様々な指導形態により教育を行う。

※ 上記基準の1~5に該当しなければ、特別支援学校の小・中学部へ就学することはできません。該当したお子さんのうち、市町(組合)教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めるとき、特別支援学校に就学することとなります。

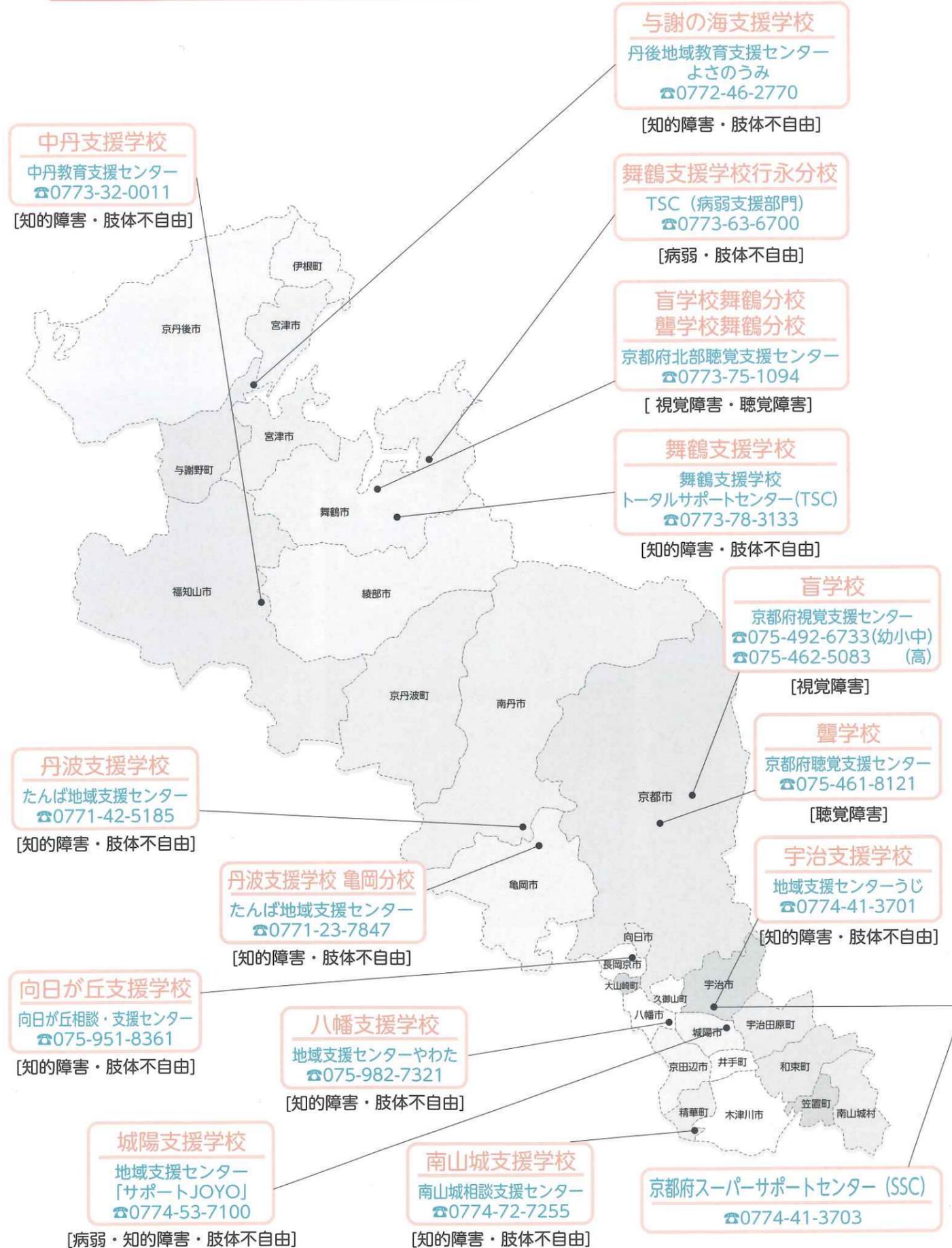
教育支援委員会(就学指導委員会)

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた適切な就学先を決定することは、極めて重要なことです。この役割を担っているのは、市町(組合)及び都道府県の教育委員会です。市町(組合)や都道府県の教育委員会は、保護者との相談を重視し、保護者や専門家の意見を聴くなどして、適切に行う必要があります。

このために、市町(組合)及び都道府県の教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家から構成する『教育支援委員会』等が置かれています。京都府教育委員会においても、就学先の決定について悩んでいる保護者に対して京都府就学巡回教育相談を行っています。

京都府立特別支援学校所在地一覧

(令和2年5月1日現在)



※盲学校舞鶴分校…休校中

障害のある幼児児童生徒の教育について

言語障害 自閉症 情緒障害及び発達障害

通常の学級に在籍しながら通級指導教室での指導や、小学校・中学校では特別支援学級での教育が受けられます。

就学前から各相談機関などで専門医などと相談し、適切な支援を早期に始めることで、安定した生活や学習に導くことができます。

行動が他の子どもと
ちょっと違うかな…

正しく(うまく)
発音ができていない。
どうして?

視覚障害 聴覚障害

新生児でわかることや障害が突発的に生じることがあります。保健師や専門医などに相談し、早期から支援を始めましょう。(病院治療を要することもあります。)

弱視、難聴の場合、小学校・中学校の通級指導教室や特別支援学級での教育が受けられます。また、盲学校、聾学校では、より専門的な教育が受けられ、生活に必要な力や職業教育などの指導が受けられます。

見えていない?
聞こえていない?
気になる…

就学先については、お住まいの市町(組合)教育委員会にご相談ください。

発達の遅れが
気になる…

身体に麻痺がある。
慢性的な病気で
退院ができない。
将来に不安…

知的障害

育ちには個人差がありますが、知的発達に遅れのある児童生徒の教育は、特別支援学級や特別支援学校において、一人一人の発達の状態や社会性等を十分把握し、教育的ニーズに応じた指導を行っています。

肢体不自由 病弱・身体虚弱

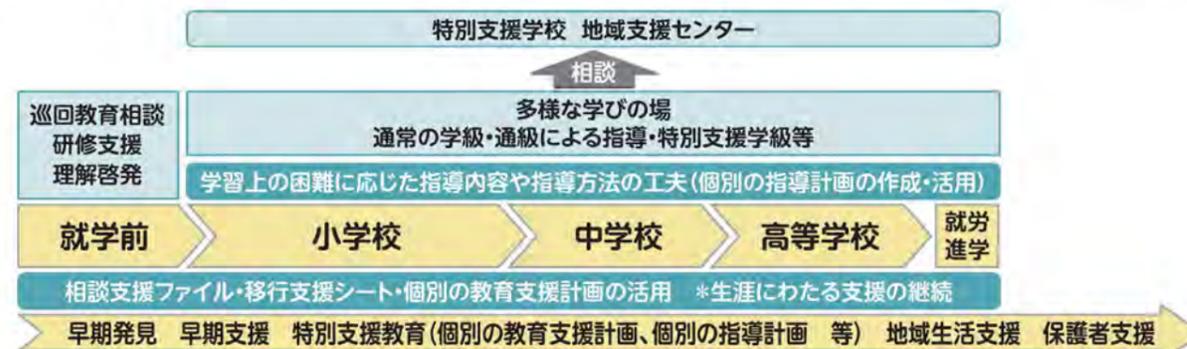
小学校・中学校・高等学校や、特別支援学校において、主治医と連携を図りながら、障害や病気に応じた指導を行っています。

肢体不自由の場合、障害や病気に応じた感覚・運動・言語・意思疎通など総合的な学習を行っています。

病弱・身体虚弱の場合は、病院内の学級や、病院併設の特別支援学校で学習ができます。途中入院の場合は、入院前の学校での教育内容を継続し、学習に切れ目を作らないようにしています。

保護者の皆様へ

- 京都府では、特別な支援を必要とするお子さんが、就学前から高等学校・特別支援学校高等部卒業後(進路先への移行まで)の期間、多様な学びの場において切れ目なく支援を受けられるよう、体制の整備に取り組んでいます。
- 就学先の決定に悩まれる場合は、市町(組合)及び京都府の教育委員会に置かれている「教育支援委員会」等(医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家で構成)に相談していただくことができます。
- 就学後も、特別支援学校の地域支援センターの巡回教育相談や、市町(組合)教育委員会や通級指導教室における教育相談などがあります。保護者と連携し、学校やその他関係機関が一貫した支援を行っています。



- 支援の切れ目を作らないために、相談支援ファイルなどを活用することが有効です。相談支援ファイルは、お子さんの成長・発達、家庭生活、集団生活、通院、福祉サービス利用の状況などを記録しておくためのツールです。相談支援ファイルを活用すると、お子さんに関わる園や学校の先生、病院のスタッフ、習い事の先生などに、お子さんの得意なことや苦手なこと、配慮が必要なことなどを正しく理解してもらうことができます。
- 相談窓口を紹介する一覧表を作成している地域もあります。お住まいの地域の京都府広域振興局のホームページなどをご覧ください。

相談支援ファイル



広域振興局



府立特別支援学校 地域支援センター 京都府スーパーサポートセンター

各府立特別支援学校の地域支援センターでは、障害のあるお子さんに対する就学前の子育て相談、学齢期の学習面や行動面に関する相談支援などを行っています。視覚や聴覚に関する相談支援については盲学校、聾学校で行っています。また京都府スーパーサポートセンター(宇治支援学校内)では、研修・研究、府南部地域の視覚や聴覚に関する相談支援も併せて行っています。

市町(組合)教育委員会等

市町(組合)教育委員会では、教育相談の窓口を設けています。市町(組合)によっては、教育研究所などで専門的な相談を受けることができる場合もあります。また、府内の多くの通級指導教室では、外来教育相談を行っています。小中学生が対象です。

京都府の特別支援教育
まなびの道しるべ

発行 令和3年3月
発行者 京都府教育委員会
編集 京都府教育庁指導部特別支援教育課
京都市下京区中堂寺命婦町1-10
京都産業大学 むすびわざ館4階
電話番号 075-414-5835

地域支援センター



特別支援教育課



自立と社会参加を目指して～特色のある教育活動～

特別支援学校の高等部では、生徒一人一人の希望進路の実現を目指して、職業教育と進路指導の充実を図っています。

将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する「作業学習」などを中心に、働くことの意義や喜びを知り、自立への意欲や人と接する態度を育むよう指導を進めています。

また、生徒が、仕事の内容を理解したり自らの適性を把握したりするために、在学中に一定期間企業や施設内で体験、実習を行います。

「ふれあい・心のステーション」

毎年9月の障害者雇用支援月間に、2日間にわたって開催している「ふれあい・心のステーション」では、作業学習製品の販売や作業実演等を通じて、自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校に学ぶ児童生徒への府民や企業の理解を促進することを目指しています。

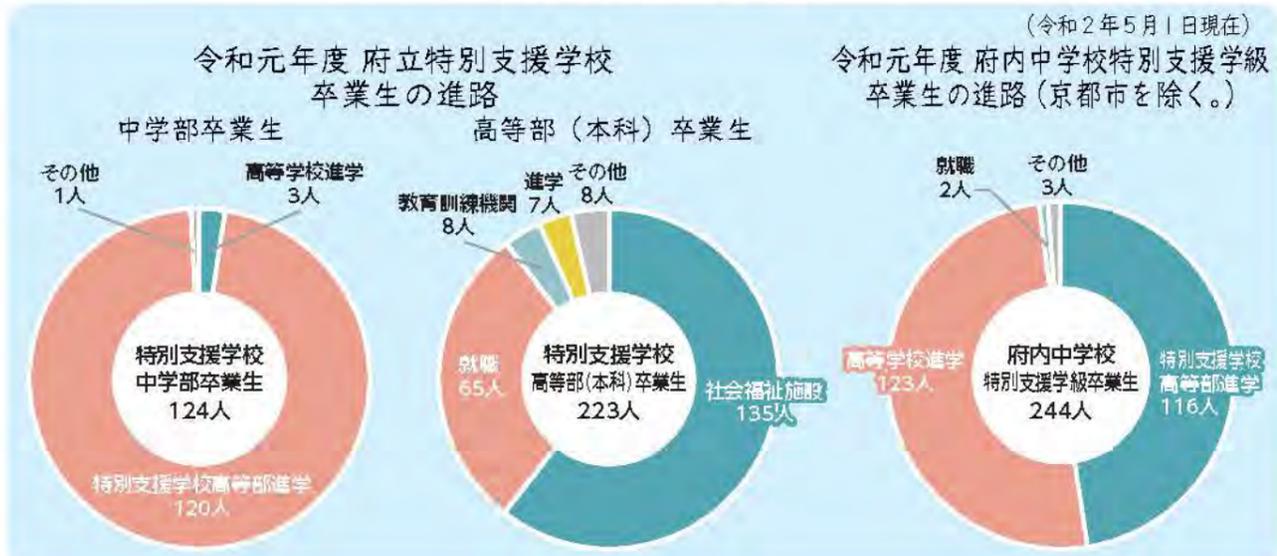


「京しごと技能検定」

「京しごと技能検定」では、生徒が特別支援学校や地域で学んだ清掃・接客・介護・パソコンの技術を発表し、床や机の清掃、サービス・接遇だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会に必要な力について検定します。生徒は、自分の力を正しく知り、これからの就労や社会参加に向けて意欲的に挑戦しています。



— 卒業後の進路 —



府立特別支援学校幼児児童生徒数

令和2年5月1日現在

学校名	幼稚部	小学部						中学部				高等部					合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	専科		計
盲学校			1	1		2		4	1		7	8	7	7	6	12	32	44
舞鶴分校								0			0					0	0	
聾学校	19	1	2	3	7	2	3	18	3	4	4	11	3	4	7		14	62
舞鶴分校	2		3	2	1	1	1	8				0					0	10
向日が丘支援学校		11	6	10	5	8	7	47	19	14	16	49	33	21	23		77	173
宇治支援学校		20	16	18	15	15	14	98	22	30	19	71	35	44	42		121	290
城陽支援学校			1		1			2		2	4	6	22	24	21		67	75
八幡支援学校		5	7	9	7	9	3	40	13	10	17	40	26	28	34		88	168
南山城支援学校		14	18	14	25	13	15	99	27	19	21	67	25	19	30		74	240
丹波支援学校		13	13	6	6	11	10	59	18	13	7	38	31	35	33		99	196
亀岡分校					1		1	2		1		1					0	3
中丹支援学校		8	9	4	7	7	6	41	12	12	16	40	27	23	11		61	142
舞鶴支援学校		12	8	8	7	7	14	56	12	17	9	38	25	23	23		71	165
行永分校			2	3				5	3	3	3	9					0	14
与謝の海支援学校		9	6	5	5	3	10	38	13	16	12	41	13	15	13		41	120
計	21	93	92	83	87	78	84	517	143	141	135	419	247	243	243	12	745	1,702

特別支援学級児童生徒数及び学級数

※京都市除く

令和2年5月1日現在

種別	校種	小学校		中学校	
		人数	学級数	人数	学級数
知的		924	222	419	99
自閉症・情緒		745	187	263	81
病弱		12	11	2	2
肢体		31	26	10	9
弱視		10	10	2	2
難聴		3	3	1	1
合計		1,725	459	697	194

通級による指導を受けている児童生徒数

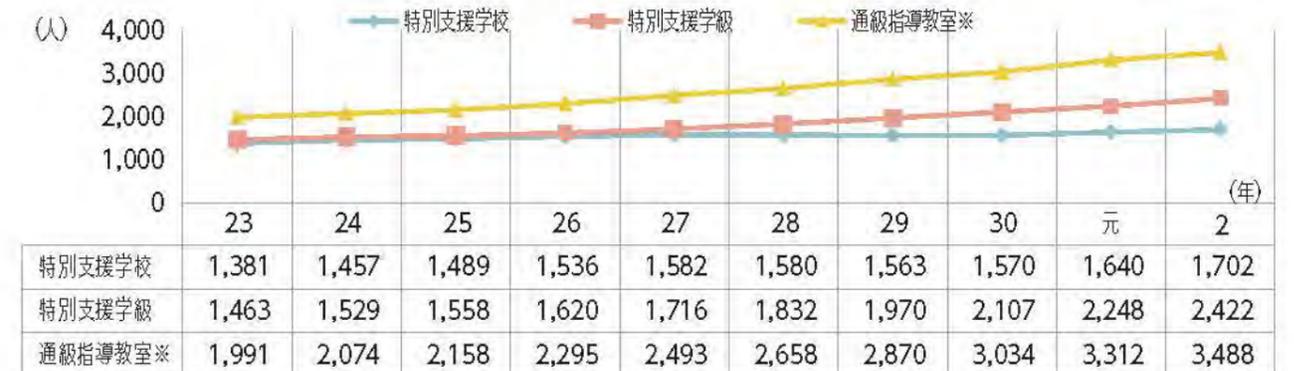
※京都市除く

令和2年5月1日現在

障害種別	児童生徒数			教室数	
	小	中	計	小	中
言語障害	1,337	109	1,446	125	38
自閉症	780	188	968		
情緒障害	72	19	91		
弱視	6	3	9		
難聴	17	4	21		
学習障害	260	170	430		
注意欠陥多動性障害	396	113	509		
肢体不自由		2	2		
病弱・身体虚弱		2	2		
合計	2,868	610	3,478		

児童生徒数の推移 ※京都市除く

各年5月1日現在



※通級指導教室・・・聾学校通級指導教室を含む。